運営規程

社会福祉法人　育幼福祉会

幼保連携型認定こども園連携型三谷館

令和８年４月１日

幼保連携型認定こども園三谷館　運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　育幼福祉会　（以下「本法人」という。）が福井市中央２丁目１２－１５に設置する幼保連携型認定こども園三谷館（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設の目的及び運営方針）

第２条　本園は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満３歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

２　本園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。

３　本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２６年４月３０日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

４　本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年福井市条例第３１号。以下「条例」という。）」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

（提供する保育等の内容）

第３条　当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

(1)　特定教育・保育（支援法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、教育（満３歳以上児に限る。）及び当該支給認定における保育必要量（支援法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2)　時間外保育（延長保育）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第８条に規定する時間の範囲内において、支援法

第５９条第２号に規定する時間外保育（延長保育）を提供する。

(3)　一時預かり保育（幼稚園型）

やむを得ない理由により、１号認定の教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、支援法第５９条第１０号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(4)　一時預かり保育（一般型）

主として特定教育・保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものに対し、支援法第５９条第１０号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(5)　障がい児保育・特別支援教育

障がいを有する児童に対し、健常児とともに集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供する。

(6)　子育て支援事業（園開放事業）

地域の子ども及び保護者に対し、入所している児童や一時預かり保育児と一緒に過ごすなかで、園舎内外での遊びや生活を知ってもらう。

(7)　休日保育

保護者の就労により日曜日及び国民の祝日等において就学前児童を家庭で保育できない場合に、当園での保育を提供する。

（職員の職種，員数及び職務の内容）

第４条　教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)　園長　１名（常勤専従）

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2)　教頭　１名（常勤専従）

園長及び副園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(3)　主幹保育教諭　２名（常勤専従）

園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4)　保育教諭　１０名以上（上記(1)～(3)の常勤専従職員を除く常勤換算後）

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5)　教育・保育補助員　１名（常勤換算後）

(1)から(4)までの職員が行う園児の教育及び保育の補助業務を行う。

(6)　栄養士　１名（業務委託）

献立に基づき、給食及びおやつを調理する。尚、献立等の立案や食育指導も必要に応じて行うものとする。

(7)　調理員　２名（業務委託）

献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8)　学校医　１名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第２２条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9)　学校歯科医　１名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第２３条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10)　学校薬剤師　１名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第２４条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(11)　事務職員　１名（必要に応じて）

本園における事務または園の諸用務に従事する。

（利用定員）

第５条　本園の支援法第３１条第１項の利用定員は、支援法第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

⑴　１号認定子ども　　１０人

⑵　２・３号認定子ども　　７０人

（特定教育・保育の提供を行う日）

第６条　特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

２　１号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1)　土曜日

(2)　夏季休業、冬季休業、学年末休業、学年始休業については、福井市立小学校に準じ、この期間の登園については一時預かりとする。

（教育時間）

第７条　満３歳以上の園児に対する１日当たりの標準的な教育時間は、４時間とする。

（教育・保育を提供する時間）

第８条　保育を必要とする園児に対し、教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1)　教育標準時間認定に係る教育時間

９時から１３時３０分までとする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１８時

までの範囲内で、一時預かりを行う。

(2)　保育標準時間認定に係る教育・保育時間

７時から１８時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(3)　保育短時間認定に係る教育・保育時間

８時から１６時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から８時まで及び１６時から１９時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(4)　開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日　　午前７時　から　午後７時　まで

土曜日　　午前８時　から　午後４時　まで

（利用者負担その他の費用の種類）

第９条　本園においては、条例第１３条第１項の規定により、園児の保護者の居住する市町村が定める額の利用者負担額（保育料）を支給認定保護者から徴収する。

２　上記の他に、必要に応じて実費または実費の一部負担を依頼することがある。

（利用の開始に関する事項）

第１０条　本園は、利用申込のあった１号認定子どもと現に本園を利用している１号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合については、条例第６条第２項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

２　前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育の必要性の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の規定に基づき市町村が行う利用調整に従い決定される。

３　２号認定子ども及び３号認定子どもの利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、条例第７条の規定により、できる限り協力するものとする。

４　本園は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１１条　本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1)　園児が小学校に就学したとき。

(2)　２号認定子ども及び３号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。

(3)　支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
(4)　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第１２条　本園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

２　教育・保育の提供により事故が発生した場合は、福井市、支給認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１４条　本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第１５条　本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

⑴　教育・保育の実施に当たっての計画
⑵　提供した教育・保育に係る提供記録
⑶　条例第１９条に規定する市町村への通知に係る記録
⑷　保護者からの苦情の内容等の記録
⑶　　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則　　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則　　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則　　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則　　この規程は、令和元年１０月１日から施行する。
附　則　　この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則　　この規程は、令和８年４月１日から施行する。